

農地法第3条許可申請書添付書類一覧

	添付書類	内 容		発行元
1	土地の登記事項証明書 (全部事項)			法務局
2	定款又は寄付行為の写し	当該法人の原本証明が必要	申請者が法人の場合	
3	位置図	申請地を明示		
4	地図、公図(法務局備付)	申請地を明示		法務局
5	仮換地図	申請地を明示	土地改良事業等による仮換地の場合	土地改良事業者
6	(使用・賃貸借)契約書(案)	10年を目安に契約してください	賃貸借等の場合。 一般法人の場合は、 貸人からの解除条項要。	
7	営農計画書	取得する農地の利用計画書		
8	農業経営確認書	現有農地の利用状況の確認	農業委員の確認が必要	
9	他市町の耕作証明	申請者(譲受人)が他市町に農地を 所有・耕作している場合		
10	農地台帳(農家台帳)の写し	申請者(譲受人)が市外居住者の 場合		
11	委任状	他人に申請等を委任する場合		
12	その他	底地の所有権取得の場合は、1年以内 に譲受人又はその世帯員等がその 土地を耕作することが可能となること が確認できる書類		

※ 公的機関の発行する証明書等については発行日から3ヶ月以内のものを添付してください。
(他の書類も原則として3ヶ月以内)

※ 相続登記が未了の場合(出来るだけ登記が完了してから手続きをしてください。)

相続人全員が、あるいは遺産分割協議書で指定された方が譲渡人として申請する場合は、被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本(除籍謄本・改製原戸籍)と相続人全員の現在の戸籍謄本及び相続関係説明図を添付してください。**戸籍謄本及び相続関係説明図は、法務局発行の法定相続情報一覧図があれば省略できます。**

遺産分割協議の場合、協議書に押された印鑑の印鑑登録証明書も添付してください。遺言によるもの場合等、詳細は農業委員会事務局までお問い合わせください。

※ 住所・氏名の記入について

・原則として、住民票の添付は不要ですが、申請人の住所・氏名は住民票どおり正確に記入してください。(住所・氏名に誤りがあれば、登記できない場合もあります。)

・土地の登記事項証明書に記載されている住所・氏名と、申請人の住所・氏名が異なる場合は、本人確認ができるもの(住民票、戸籍の附票等)を添付してください。